

業務内容及び標準的な業務時間等

別紙 1

業務内容		1件あたりの 処理時間（分）
1 特別高圧電力利用事業者支援事業の公募に関すること		
	① 公募に関すること	
	ア 公募要領（様式・周知用チラシ含む）の作成	—
	イ 公募内容の周知（県ＨＰ掲載）	—
	ウ 公募内容の周知（申請予定者に対する電話・メールでの周知）	20
	エ 公募内容の周知に対する問合せ対応	30
2 特別高圧電力利用事業者支援事業の申請受付に関すること		
	① 申請受付に関すること	
	ア 応募予定者の相談対応（電話・メール・対面）	20
	イ 応募申請書の受付（内容精査及び修正依頼を含む）	60
	② 変更申請受付に関すること	
	ア 応募予定者の相談対応（電話・メール・対面）	20
	イ 応募申請書の受付（内容精査及び修正依頼を含む）	20
2 特別高圧電力利用事業者支援事業の審査に関すること		
	① 実績報告書に関すること	
	ア 申請書の審査	60
	イ 額の確定通知の作成・発送	15
3 特別高圧電力利用事業者支援事業の支払いに関すること		
	① 支払いに関すること	
	ア 請求書の受付（内容精査及び修正依頼を含む）	30
	イ 支払い調書の作成	15
4 特別高圧電力利用事業者支援事業の文書管理、データベース作成に関すること		
	① 文書管理	
	ア 簿冊の管理、保管	10
	② データベースの作成	
	ア 申請者一覧表の作成	30
計		330

※ 処理件数については、契約期間内に全体で約60件処理することを見込んでいる。
なお、この件数は概算であり、増減することがある。